

湖 議 第 2 1 号
平成 29 年 2 月 23 日

湖西市議会議長
二橋 益良 様

総務経済委員会
委員長 加藤 弘己

総 務 経 済 委 員 会 中 間 報 告 書

本委員会で調査した件につき、会議規則第 45 条第 2 項の規定により報告します。

第 1 はじめに

湖西市では、平成 13 年 3 月に第 1 次計画（「輝く未来を…女と男プランこさい」）、平成 23 年 3 月に第 2 次計画（「女と男プランこさい（改訂版）」）、平成 28 年 3 月に第 3 次湖西市男女共同参画推進計画を策定し、講演会やセミナーの開催、あらゆる暴力の根絶を目指す「パープルリボン・プロジェクト」の実施など、さまざまな取り組みを行い男女共同参画社会の実現を目指してきた。また、平成 27 年 4 月 1 日には湖西市男女共同参画推進条例を施行したことにより、総合的かつ計画的に推進する指針が示された。このように男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは少しずつ推進されているが、その推進体制や条例の表現・構成などに課題も多く存在しているのが現状である。

このことから、当委員会において調査研究してきた湖西市の男女共同参画に関する課題に対して、会議規則第 45 条第 2 項の規定により報告するものである。

第2 委員会及び勉強会における調査研究等の経過

開催日	内容
平成27年5月28日	平成27年度の委員会活動計画について
平成27年6月24日	所管課の平成27年度基本方針や重点項目に関する意見交換
平成27年7月21日	平成27年度重点項目について 管外所管事務調査内容の検討について
平成27年10月13日	管外所管事務調査（東京都調布市） 男女共同参画推進について
平成27年12月9日	各部の事業の現況について
平成28年4月28日	所管課の平成28年度基本方針や重点項目に関する意見交換
平成28年5月19日	管外所管事務調査内容の検討について
平成28年7月4日	管外所管事務調査についての勉強
平成28年7月26日	管外所管事務調査についての勉強
平成28年8月24日	管外所管事務調査（埼玉県越谷市） 男女共同参画推進について
平成28年8月25日	管外所管事務調査（埼玉県川口市） 男女共同参画推進について
平成28年10月11日	男女共同参画推進事業の進捗について
平成28年12月8日	中間報告及び提言内容の検討
平成29年1月10日	中間報告及び提言内容の検討
平成29年2月8日	中間報告及び提言内容の検討
平成29年2月17日	中間報告書(案)について

※上記表中、今回の中間報告の内容に該当しない委員会及び勉強会における調査研究等の経過については掲載していない。

第3 調査研究等のまとめ

1. 管外所管事務調査の概要

(1) 東京都調布市：平成27年10月13日視察

ア 男女共同参画推進に関する動き

昭和60年 調布市婦人問題懇話会発足

昭和63年 「調布市婦人行動計画」策定

平成2年 「調布市婦人行動計画専門委員会報告書～女性の自立と男女共同社会の建設をめざして～」提出

平成8年 男性職員に子育て時間を認める条例施行

平成9年 「調布市男女共同参画推進プラン」策定

平成14年 「調布市男女共同参画推進プランへの提言」提出

平成15年 「調布市男女共同参画推進プラン（改定版）」策定

平成18年 「調布市男女共同参画推進プラン及び条例づくりへ向けての提言」の提出

平成19年 「調布市男女共同参画推進プラン（第3次）」策定

平成23年 「調布市男女共同参画推進プランへ向けての提言」提出

平成24年 「調布市男女共同参画推進プラン（第4次）」策定

イ 調布市男女共同参画推進プランの位置づけ

○男女共同参画社会を形成するために調布市の施策の基本方針を示す

○国の「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画（第3次）」及び都の「男女平等参画基本条例」「男女平等参画のための東京都行動計画（チャンス&サポート東京プラン2007）」の趣旨を踏まえて策定

○「調布市基本計画」との整合を図りつつ、その個別計画として策定

○基本目標1（人権の尊重と擁護）の主要課題2（配偶者からの暴力などのあらゆる暴力の根絶）の施策の方向1（配偶者からの暴力防止と被害者支援）は、「調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」に繋がる

ウ 男女共同参画推進条例について

男女共同参画推進条例は未制定

⇒推進プランの中で施策を整備し展開

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{※1}についてもプランの中に盛り込まれている。

エ 男女共同参画を推進する体制

- ・男女共同参画推進プラン推進協議会(庁内)

⇒男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係各課の課長を構成員とする横断的推進組織。男女共同参画の視点で市の施策が企画立案・実施されるよう働きかける。

- ・調布市男女共同参画推進センター運営委員会

⇒男女共同参画推進センターの円滑な運営と、男女共同参画社会の実現に向けた事業について検討。

※1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」のこと。

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことを意味する。

リプロダクティブ・ヘルスには、思春期保健、生殖年齢にあるカップルを対象とする家族計画と母子保健、人工妊娠中絶、妊産婦の健康、HIV/エイズを含む性感染症、不妊、ジェンダーに基づく暴力に関する事などが含まれる。

リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利である。

(第3次湖西市男女共同参画推進計画より)

(2) 埼玉県越谷市：平成 28 年 8 月 24 日視察

ア 男女共同参画推進に関する動き

- 平成 4 年 越谷市女性施策庁内連絡会議設置
平成 5 年 越谷市男女共生のまちづくり市民会議設置
平成 6 年 「こしがや男女共生プラン」策定
越谷市男女共生行政推進会議設置
越谷市男女共生のまちづくり推進市民会議設置
平成 12 年 「こしがや男女共同参画プラン」策定
「こしがや男女共同参画プラン」第一期実施計画策定
平成 14 年 「こしがや男女共同参画プラン」第二期実施計画策定
平成 16 年 条例制定に向け「越谷市男女共同参画推進審議会」設置
平成 17 年 「越谷市男女共同参画推進条例」制定
男女共同参画推進委員会設置
男女共同参画苦情処理委員設置
「こしがや男女共同参画プラン」第三期実施計画策定
平成 19 年 「こしがや男女共同参画プラン」第四期実施計画策定
平成 23 年 「第 3 次越谷市男女共同参画計画」策定
「第 3 次越谷市男女共同参画計画」第一期実施計画策定

イ 第 3 次越谷市男女共同参画計画の位置づけ

- 越谷市男女共同参画推進条例第 10 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画
- 第 4 次越谷市総合振興計画における男女共同参画社会の推進に関する部門計画
- 男女共同参画基本法第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」。
平成 22 年 12 月に国が策定した「第 3 次男女共同参画基本計画」や平成 19 年 2 月に埼玉県が策定した「埼玉県男女共同参画推進プラン」を踏まえるもの
- 計画のうち、第 4 章「施策の方針 7」の「配偶者等からの暴力の被害者の保護・支援」の部分はDV防止法第 2 条の 3 第 3 項に規定される「市町村基本計画」

ウ 男女共同参画推進条例について

平成 17 年 7 月 1 日施行 全 29 条

施行規則：「越谷市男女共同参画推進条例施行規則」

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについては条例第 3 条第 1 項に「生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること」と規定している。

エ 男女共同参画を推進する体制(図 1)

- ・男女共同参画行政推進会議(庁内)

⇒男女共同参画に関する施策の総合的な企画調整などを行う。

下部組織として幹事会・推進員部会・DV 被害者支援専門部会を設置。

- ・男女共同参画推進委員会

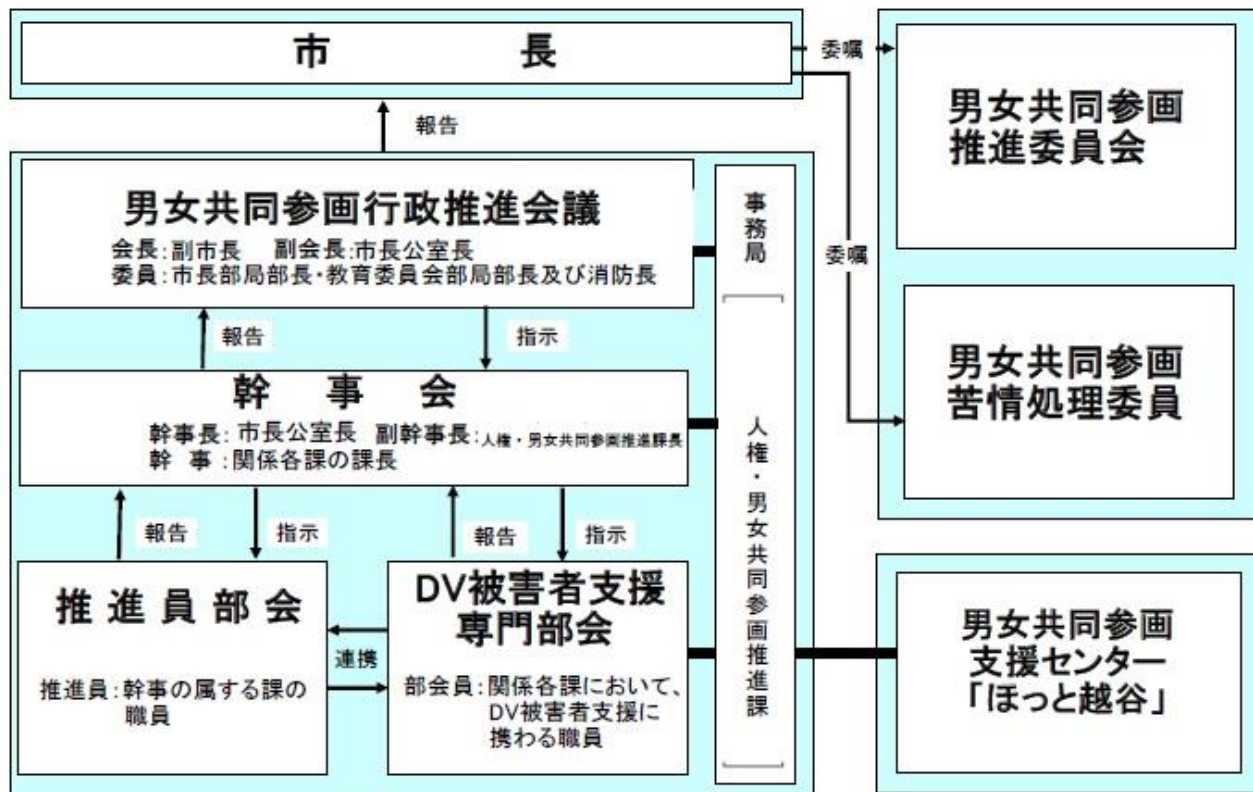
⇒市民団体の代表、公募市民、有識者で構成。男女共同参画の推進に関する市長の附属機関として、市長の求めに応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項などについての調査審議を行う。

- ・男女共同参画苦情処理委員

⇒男女共同参画の推進に関する市の施策や男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民や事業者からの申し出を適切・迅速に処理する。中立・公正の立場から苦情の受付や調査などを行い、調査の結果必要がある場合は助言や勧告、是正の要望などを行う。

- ・男女共同参画支援センター「ほっと越谷」

⇒男女共同参画を推進する拠点施設。「学習・情報・相談・交流」の 4 つの機能に基づく各種事業を市民との協働を推進しつつ積極的に展開。市民のニーズを的確にとらえ、そのニーズを施策に反映するため、市と連携し男女共同参画のさらなる推進を図る。



(図 1 : 越谷市の男女共同参画推進体制)

(3) 埼玉県川口市：平成 28 年 8 月 25 日視察

ア 男女共同参画推進に関する動き

- 昭和 57 年 「明日を拓く婦人—婦人の地位向上に関する川口市計画—」
策定
- 昭和 61 年 婦人対策庁内連絡会議設置
「明日を拓く婦人—婦人の地位向上に関する第 1 次川口市計
画—」策定
- 昭和 62 年 婦人問題懇談会設置
「明日を拓く婦人—婦人の地位向上に関する第 2 次川口市計
画—」策定
- 平成 3 年 婦人問題懇談会を女性問題懇談会に改称
- 平成 5 年 女性問題懇談会が「『明日を拓く女性』女性の地位向上に関す
る川口市計画への一提言—」提出
- 平成 6 年 「明日を拓く女性—女性の地位向上に関する第 3 次川口市計
画—」策定
- 平成 12 年 女性問題懇談会が「川口市男女共同参画計画(仮称)への提言」
提出
女性問題懇談会を男女共同参画推進会議に改称
- 平成 13 年 「川口市男女共同参画計画」(愛称:きらり川口 男女の参画
プラン)策定
- 平成 20 年 「川口市男女共同参画計画」改訂
- 平成 24 年 「川口市男女共同参画推進条例」施行
川口市男女共同参画推進委員会を設置
- 平成 25 年 「第 2 次川口市男女共同参画計画」策定

イ 男女共同参画推進計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」に基づくとともに、国及び県の関連する
法律や条例、計画を勘案して策定
- 「川口市総合計画」との一体性を持たせるとともに、関連する部門別
計画との整合性を図る
- 「川口市男女共同参画推進条例」の主旨に則して策定
- 男女共同参画社会の実現に向けた川口市の基本的な取り組みの方向
とその施策を示すもの
- 「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、川口市男女共同参画
推進委員会及びその他市民の意見等を反映させて策定

○課題ごとに体系的な整理を図り、総合的かつ計画的に推進することを考慮している

男女共同参画社会の実現のために全庁的な取り組みに努めることはもちろんのこと、市民の理解と参画を広く求めて推進していくもの

ウ 男女共同参画推進条例について

平成 24 年 4 月 1 日施行 全 18 条

施行規則等：「川口市男女共同参画推進委員会規則」

「川口市男女共同参画庁内連絡会議設置要綱」

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについては条例第 3 条第 5 項に「男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと」と規定している。

エ 男女共同参画を推進する体制

・男女共同参画庁内連絡会議（庁内）

⇒企画財政部長ほか関係各課長 18 名で構成。関係各課との有機的な連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を進める。

・男女共同参画推進委員会

⇒市民、市内民間団体、教育関係者、知識経験者、学識経験者計 12 名で構成。男女共同参画社会の実現に向けての重要な事項を調査審議。市はその意見を施策に反映させるよう努める。

・職員研修会（庁内）

⇒男女共同参画を推進する立場である行政職員としての必要な知識と認識を深めるため、男女共同参画に関する研修を実施し、意識の浸透を図る。

・総合的な拠点施設

⇒男女の自立と男女共同参画の推進に向けた総合的な拠点施設を確保し、男女共同参画に関する問題の情報収集・提供、相談、学習、調査・研究等の各事業を行う。

・川口の男女共同参画を考える会

⇒男女共同参画を推進する活動を行う市民ボランティア組織で、市と協働して男女共同参画フォーラムやセミナーの企画・運営、イベントの協力を行っている。市は学習・研修機会の提供や能力を発揮できるように支援。

2. 湖西市の概要

(1) 湖西市の現況

ア 男女共同参画推進に関する動き

平成 13 年 「輝く未来を…女と男プランこさい」(第 1 次計画)策定

平成 15 年 湖西市男女共同参画推進市民懇話会設置(～26 年度)

平成 23 年 「女と男プランこさい(改訂版)」(第 2 次計画)策定

平成 27 年 「湖西市男女共同参画推進条例」施行

湖西市男女共同参画審議会設置

平成 28 年 「第 3 次湖西市男女共同参画推進計画」策定

イ 第 3 次湖西市男女共同参画推進計画の位置づけ

○「男女共同参画社会基本法」の第 14 条第 3 項に基づく計画

○国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 2 次静岡県男女共同参画基本計画」と整合を図ったものとして策定

○「新・湖西市総合計画」や市の諸計画との調和が保たれた計画

ウ 男女共同参画推進条例について

平成 27 年 4 月 1 日施行 全 35 条

施行規則等：なし

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては条例第 3 条第 6 項に「男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、女性自らの決定が尊重され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること」と規定している。

エ 男女共同参画を推進する体制(図 2)

・湖西市男女共同参画推進委員会(庁内)

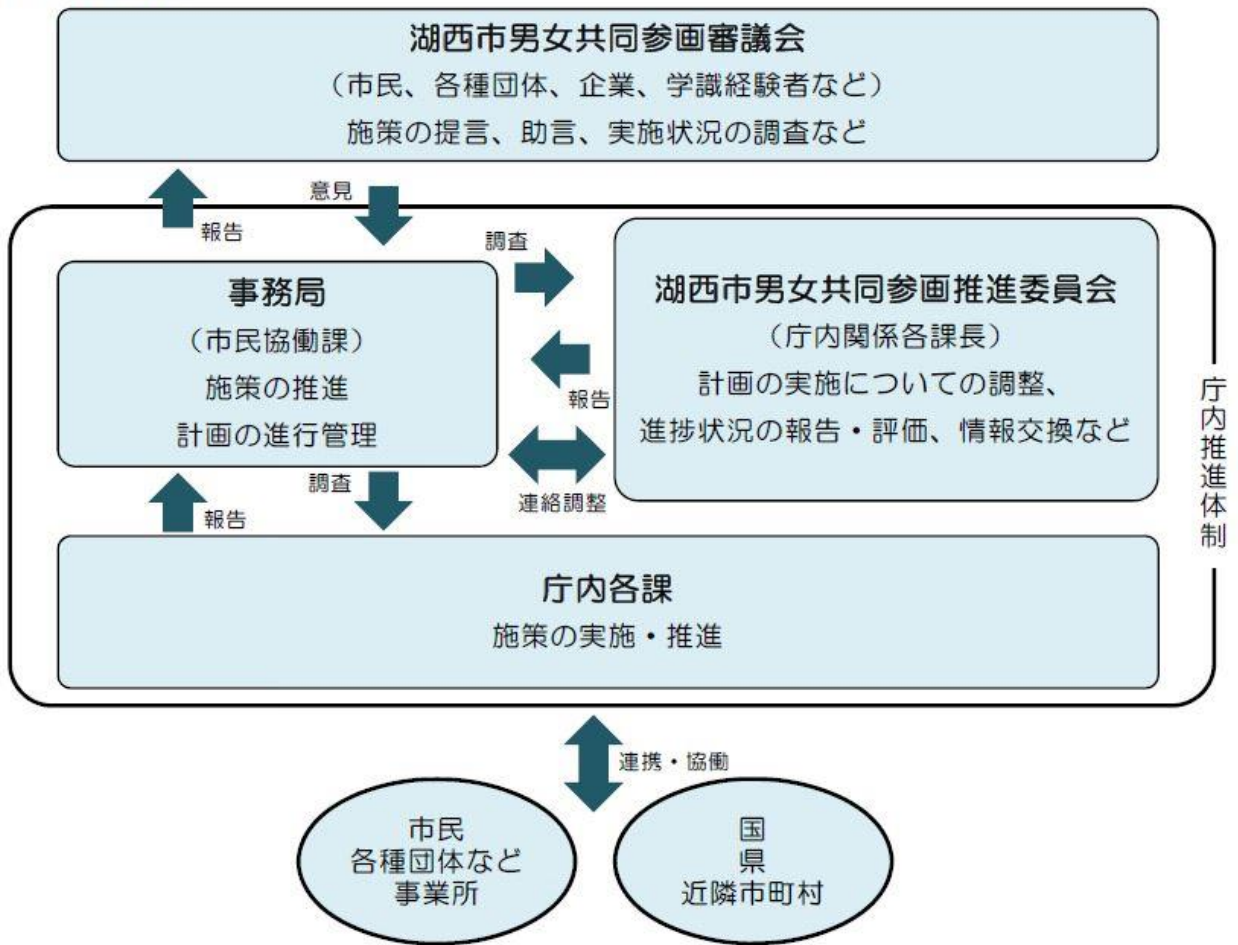
⇒計画実施についての調整、進捗状況の報告・評価。

研修を通じて男女共同参画の視点を持った職員の養成。

・男女共同参画審議会

⇒市民・各種団体・企業・学識経験者で構成。施策の提言、助言、実施状況の調査を行う。

<推進体制図>



(図 2 : 湖西市の男女共同参画推進体制)

3. 湖西市の男女共同参画推進における課題の考察

(1) 男女共同参画に関する各取り組みについて

ア 推進体制

市民が男女共同参画についての言葉や考え方を認知している度合いは、第2次湖西市男女共同参画推進計画の達成状況(目標80%、実績69.4%)から見ても、まだまだ浸透していないと考えられることから、男女共同参画の理念を根付かせるための全市的な推進体制が不十分であるといえる。

男女共同参画を率先して推進する立場である市は、担当部署の枠を超えてすべての職員が男女共同参画の推進員という意識を持つことが必要である。また、市民自身も男女共同参画を推進する一員として、広報・啓発活動を行う仕組みがあれば、より強力に推進が図られると考える。

湖西市男女共同参画推進条例第26条第2項には「男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画地区推進員を置くことができる」とうたわれているが、現在は設置されていない。

イ 意思決定機会における男女共同参画

第3次湖西市男女共同参画推進計画では、行政の政策決定過程や地域活動など多くの分野において、男女が対等に参画することが十分に実現されていないことが挙げられている。例えば自治会・自主防災会など、男性が占める割合が高い傾向にある分野への女性の積極的な登用が必要であり、特に防災面においては、男女双方の視点を取り入れた対策を取ることが必須である。

ウ 働く場における男女共同参画

男女共同参画に関する市民意識調査(平成27年実施)によると、職場において男性優遇と感じる割合は62.2%と高く、育児休暇・介護休暇を取得しやすいと答えた割合はそれぞれ16.8%、13.2%と低いことから、職場環境の整備は依然として遅れていると読み取ることができる。

ライフスタイルの変化や、多様な働き方が増えている現在の社会では、女性が活躍できる職場環境の整備はもちろん、男性が家庭生活に積極的に関わることのできる環境も整備されることが必要である。

【参考】

第4次男女共同参画基本計画では、次の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図る。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

(2) 男女共同参画推進条例の表現及び構成について

条例制定にあたり、平成 26 年 12 月議会において以下の附帯決議を可決した。

本条例は、その基本理念を評価して可決されたが、条例としての表現及び構成には多くの異論が出されていることから、早期に見直しを行い、構成も含めた積極的な修正を行うことを強く要望する。

審議の過程で議論となった項目

ア 条例第 3 条第 6 項について

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協力して行われなければならない。

(6) 男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、女性自らの決定が尊重され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること。

【本会議・委員会審議の中で出された意見】

- ・妊娠は一人でできるものでもなく、また子どもが生まれてからは夫婦両方が心身ともに健全で育てていくということが重要である。
- ・妊娠は夫婦がお互いの性別を尊重し、夫婦で決めていくのが自然の形と考えるが、条文の表現は女性の決定が尊重されるということから、夫の気持ちを申し述べる余地がない。
- ・条例を検討した男女共同参画推進市民懇話会では「家庭の問題であると

しても、女性の人権が省みられなかった時代があり、この状況を変えたいという思いからつくられた文言である」と説明されていたが、「女性自ら」と強い表現ではなく、市民に分かりやすい言葉で表現するのが良かったのではないかと。

- ・女性自らの決定を尊重するということが、今の社会を照らしてみても、本当はどうなんだという議論や認識が共有できていない。

イ 条例の構成等について

【本会議・委員会審議の中で出された意見】

- ・理念条例であるべきこの条例にここまで規定する必要があるのか疑問。概念的なものを表示して、あとは詳細規程で規定するほうが条例もすっきりする。
- ・条例は基本的事項を厳選して、条文も 25 条程度以内にまとめ、あとは推進規則として定めるべき。
- ・条例の章立て、条文の順序など全体の構成の再調整が必要。

第4 提言

以上のとおり、総務経済委員会における男女共同参画に関する調査研究の結果から、次の2項目について提言する。

1. 男女共同参画推進のための各取り組みをさらに進めること

①男女共同参画地区推進員の設置

男女共同参画の意識がもっと市民に浸透するよう、人権尊重や男女共同参画に関する広報・啓発活動等をさらに推進する必要がある。

男女共同参画は、全市的に取り組むべき課題であり、既存の組織体系・所管業務にとらわれず多面的に取り組む必要がある。また、市民自身も男女共同参画推進に主体的に関わっていくことが必要である。

湖西市男女共同参画推進条例第26条第2項には「男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画地区推進員を置くことができる」とうたわれているが、現在は設置されていない。

このため、市は組織を横断して地域へ働きかける地区推進員を設置し、広報・啓発活動の充実を図るとともに、市民も推進員を務める仕組みを整備することで相互の連携を高め、課題への取り組み体制を強化すべきである。

② 防災活動や防災に関する意思決定機会への女性参画の促進と、男女双方の視点に立った取り組みの推進

男女がさまざまな分野の意思決定機会に対等に参画することは非常に重要である。特に災害時の避難所運営における、乳児を抱える女性や、女性特有の問題についての配慮など、防災面における男女共同参画の推進は急務である。

③働く場における男女共同参画の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現については、国の第4次男女共同参画基本計画においても目指すべき4つの社会の1つに位置づけられていることから、取り組みを強化する必要がある。ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を継続して行うとともに、男女の多様な働き方を可能にする環境整備の推進事業を強化すべきである。

2. 男女共同参画推進条例の条文の表現を見直し、条項の整理を行うこと

① 条例第3条第6項の表現の見直し

条例第3条第6項では「女性自らの決定が尊重され」と規定されている。

湖西市男女共同参画推進計画の基本理念が目指す「女性も男性も、あらゆる世代の誰もがお互いを認め合い、責任を分かち、支え合いながら、自らの能力を発揮して、いきいきと輝くことができる社会の実現」のためには、この条文の表現を見直すべきである。

【現行】

湖西市男女共同参画推進条例（平成27年4月1日施行）一部抜粋

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協力して行われなければならない。

(6) 男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、女性自らの決定が尊重され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること。

【見直し案参考】

川口市男女共同参画推進条例（平成24年4月1日施行）一部抜粋

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

(5) 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。

② 条例全体にわたる条項の整理

全4章、35条にわたっており、条例として複雑である。

本条例は理念条例であることから、簡潔にまとめられていることが望ましい。

平成28年3月定例会一般質問での市長答弁において「誰もが理解でき親しみのある条例にすることが男女共同参画の推進につながると認識して、現在、市民の意見を聴きながら検討しております。」と述べられている。

また、管外所管事務調査において調査した越谷市(29条)、川口市(18条)では細部については施行規則や各要綱などで定められている。

このことから、条文の項目について整理・見直しを行い、細部について男女共同参画審議会に諮った上で規則等を定めるべきである。

【参考資料】

- ・調布市「調布市男女共同参画推進プラン（第4次）」（平成24年）
- ・調布市視察資料（平成27年10月13日現在）
- ・越谷市「第3次越谷市男女共同参画計画」（平成23年）
- ・越谷市「平成27年度男女共同参画の推進に関する年次報告書」（平成28年）
- ・越谷市視察資料（平成28年8月24日現在）
- ・川口市「第2次川口市男女共同参画計画」（平成25年）
- ・川口市「川口市男女共同参画年次報告書 平成26年度版」（平成26年）
- ・川口市視察資料（平成28年8月25日現在）
- ・内閣府男女共同参画局「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年）
- ・湖西市「第3次湖西市男女共同参画推進計画」（平成28年）
- ・湖西市議会「総務経済委員会会議録（平成26年12月10日）」
- ・湖西市議会「平成26年12月湖西市議会定例会会議録」
- ・湖西市議会「平成28年3月湖西市議会定例会会議録」